# 【資料3】

# 本協議会における今後の取組みについて

# 中継輸送の普及促進・紙加工品（紙オムツ等）の手荷役改善

国土交通省

## 1．中継輸送の普及促進に係るこれまでの取組み

・平成27年度から28年度にかけて「中継輸送実証実験モデル事業」を実施し、そこで明らかになった課題を踏まえて、中継輸送の実施にあたって検討すべき事項や必要な資料等について解説した手引書を作成
・令和元年度には、実際に中継輸送の取組内容や成功の秘訣等をとりまとめ、中継輸送を始める際に参考となるよう、「中継輸送の取組事例集」を作成

## 2．中継輸送の普及促進に係る論点

・他事業者間で中継輸送を実施するための方策
➢ 現状は同事業者の営業所間で行われている例が多い。
➢ 効率的なマッチングを行うための、プラットフォームのあり方や、運行計画（運行ルートや時間）や輸送品目等の見える化の実施方針
➢ 将来的なフィジカルインターネット構想に向け、ユニットロードの導入単位の入口として可能性があるスワップボディコンテナ車両やW連結車の活用を踏まえた検討
・中継拠点の確保
➢ ドライバーの労務負担軽減や労働時間の適切な管理の観点から、休憩・仮眠施設等の福利厚生施設・サービス提供場所を整備・併設等の検討が必要

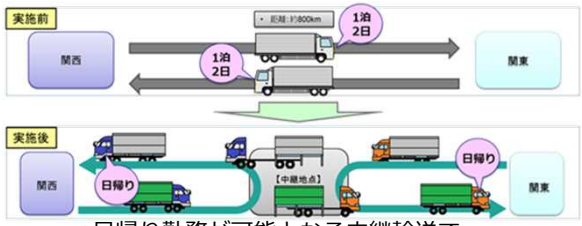

→日帰り勤務が可能となる中継輸送で、ドライバーの更なる働き方改革を推進

→スワップボディコンテナ車両であれば、けん引免許や車両のけん引登録が不要

## 3．Ｒ３年度の取組事項及びスケジュール

・２．の論点の課題解決に向けてヒアリング等の調査を実施
・必要に応じて関係者が参画する会議体を設置し議論、ガイドライン等のアウトプットを検討

○想定スケジュール

| | |
|---|---|
| 令和３年７月～ | ヒアリング、アンケート調査の実施 |
| 令和３年９月～ | 実証実験等の調査実施の検討・実施 |
| 令和４年１月 | ガイドライン（仮）素案の検討 |
| 令和４年３月 | ガイドライン（仮）の策定・公表 |

## 1．紙加工品の手荷役改善に係るこれまでの取組み

・平成30年度から令和元年度にかけた議論を踏まえ、紙・パルプ（家庭紙分野）物流のガイドラインを取りまとめ
・令和２年度に、紙加工品（オムツ、生理用品等）のパレット輸送を対象とした栃木県地方協議会で実証事業を実施。

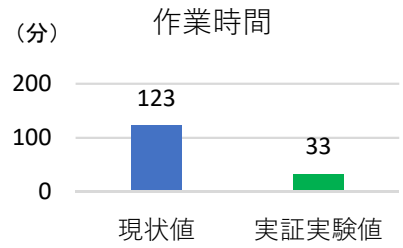


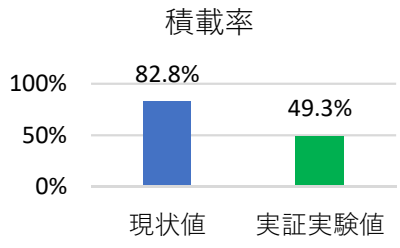


⇒令和2年度栃木県地方協議会実証実験より。作業時間は大幅に改善するものの、積載率が大きく低下

## 2．紙加工品の手荷役改善に係る論点

・紙加工品は現状、製品サイズが多岐に渡り、輸送効率も容積勝ちで単価が低いことから、パレット化等による手積み手卸しの解消が進まない
・パレット化等を進めるにあたっては、積載率を向上させるために多岐に渡る製品サイズをDFL(※)の観点から標準化していくことを含めて、サプライチェーン全体を巻き込んだ検討が必要　※Design For Logisticsの頭文字

## 3．Ｒ３年度の取組事項及びスケジュール

・２．の論点の課題解決に向けてヒアリング等の調査を実施
・必要に応じて関係者が参画する会議体を設置し議論、製品サイズのDFL等を見据えた手積み手卸しの解消に向けたアクションプラン（仮）のアウトプットを検討

○想定スケジュール

| | |
|---|---|
| 令和３年７月～ | ヒアリング、アンケート調査の実施 |
| 令和３年９月～ | 実証実験等の調査実施の検討・実施 |
| 令和４年１月 | 標準化アクションプラン（仮）素案の検討 |
| 令和４年３月 | 標準化アクションプラン（仮）の策定・公表 |

# 輸送品目別ガイドライン策定の今後の展開

国土交通省

## ガイドラインの今後の展開

✓ これまでも荷主団体や運送事業者向けの説明会等の場を活用してガイドラインの周知等を実施。

✓ 今後、以下のような取組を進めることにより荷主・運送事業者双方に対する施策の浸透を図る。

①国土交通省のほか、荷主所管省庁、荷主企業、運送事業者等により構成される、中央及び全国４７都道府県に設置した「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」によるフォローアップ。

②物流総合効率化法の支援等も活用しつつ、それぞれのサプライチェーンの事業者を対象とした各企業における具体的な取り組みを支援・促進。

③国土交通省の既存のリソースなども活用しながら、広告活動やセミナーを開催するなどガイドラインの普及啓発・情報発信の実施。

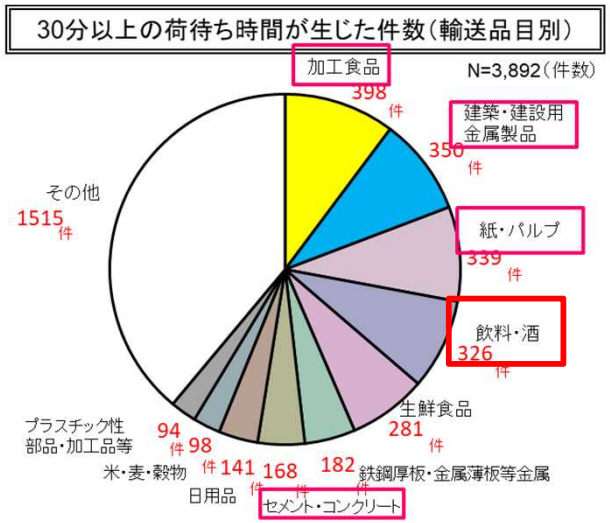

加工食品、飲料・酒物流編

建設資材物流編

紙・パルプ(洋紙・板紙分野)物流編

紙・パルプ(家庭紙分野)物流編

# 貨物自動車運送事業における輸送実態調査（ドライバー調査①）

国土交通省

## 調査概要

- 働き方改革により令和6年4月から時間外労働時間が960時間になることから、平成27年度に行った調査をベースに、トラックドライバーの労働時間の内訳、荷待ち時間の詳細、荷役作業に関する契約の有無等について調査を行うとともに、荷主企業、運送事業者には、これまで行ってきた働き方改革の取組みに関する認識度、浸透度及び実施状況等の実態把握のための調査を行った。

### １運行あたりの拘束時間とその内訳

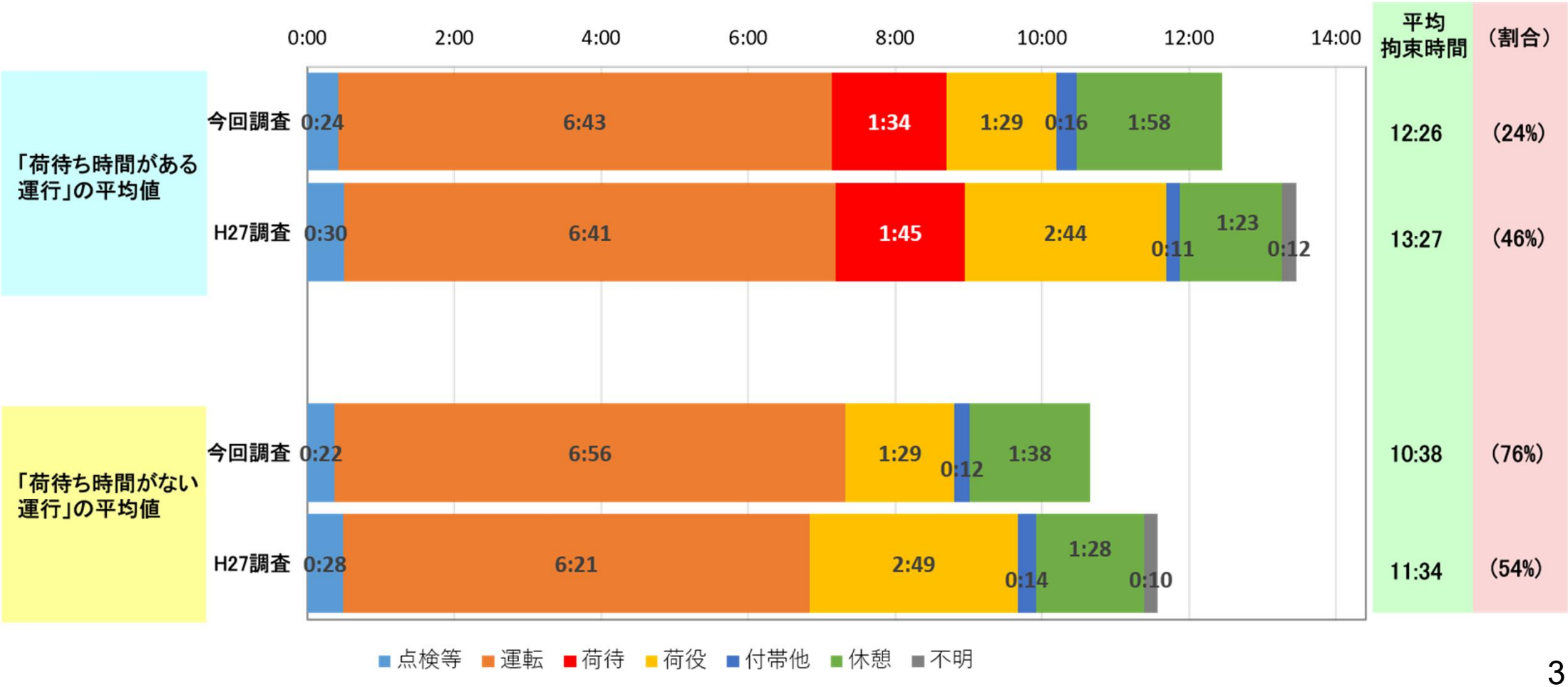

# 貨物自動車運送事業における輸送実態調査（ドライバー調査②）

国土交通省

1運行あたりの荷待ち時間の分布

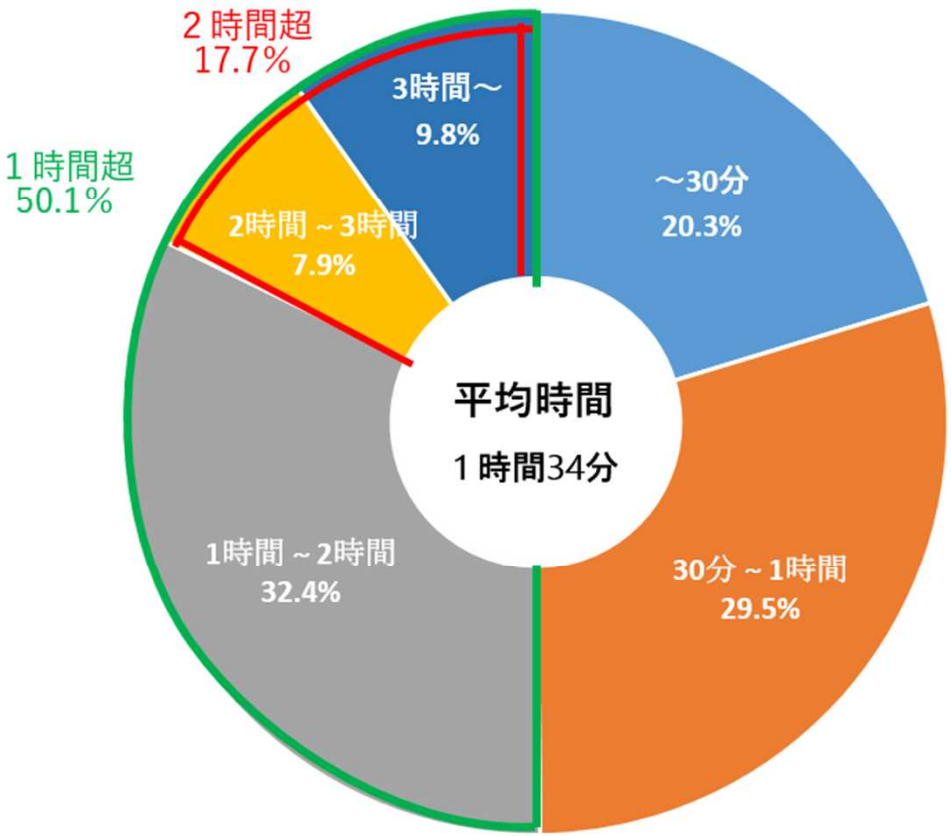


【手待ち時間が発生した運行：315運行】

荷待ち１回あたりの待ち時間分布
（荷役作業前に待った時間）

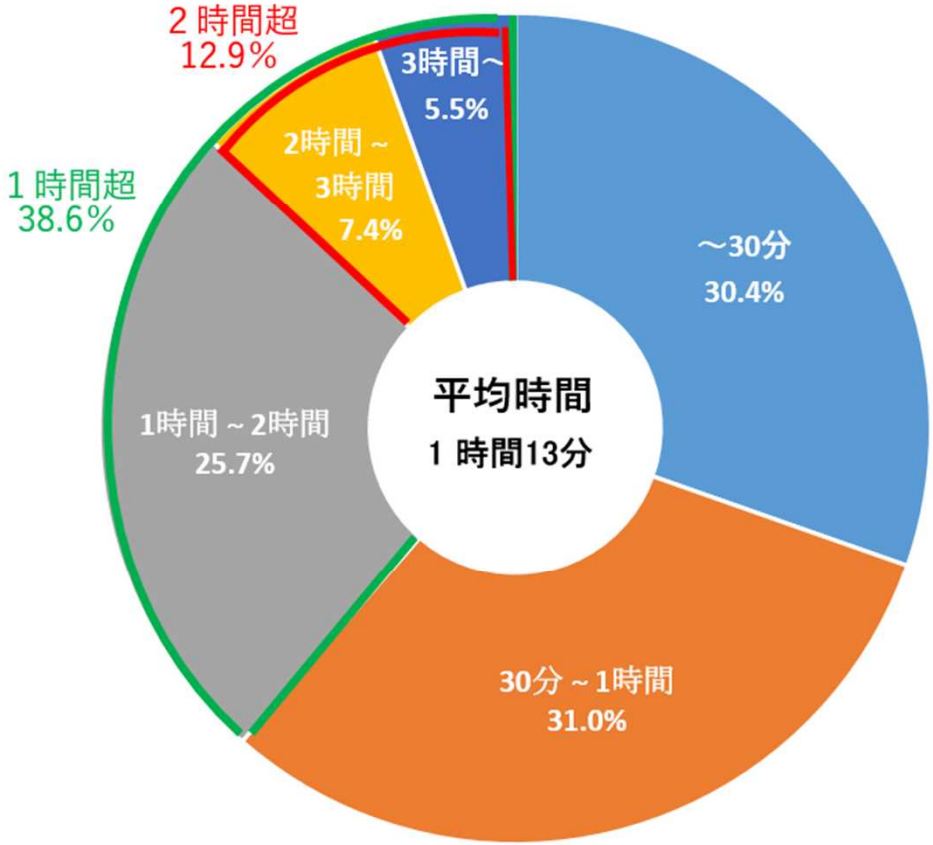


【手待ち時間が発生した荷役作業：延べ1254回】

# 貨物自動車運送事業における輸送実態調査（荷主・事業者の比較）

国土交通省

## 時間指定有無

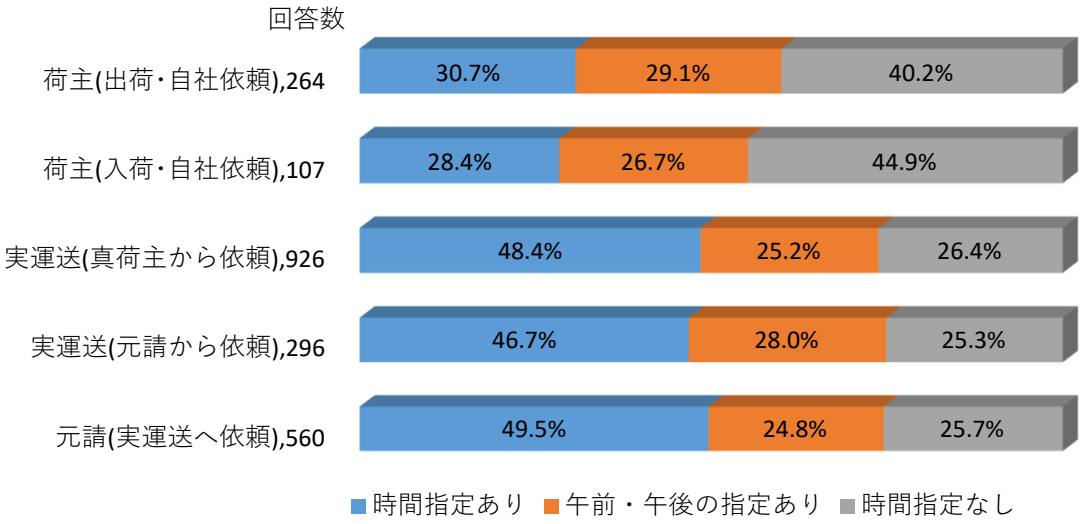


## 荷役作業の内容

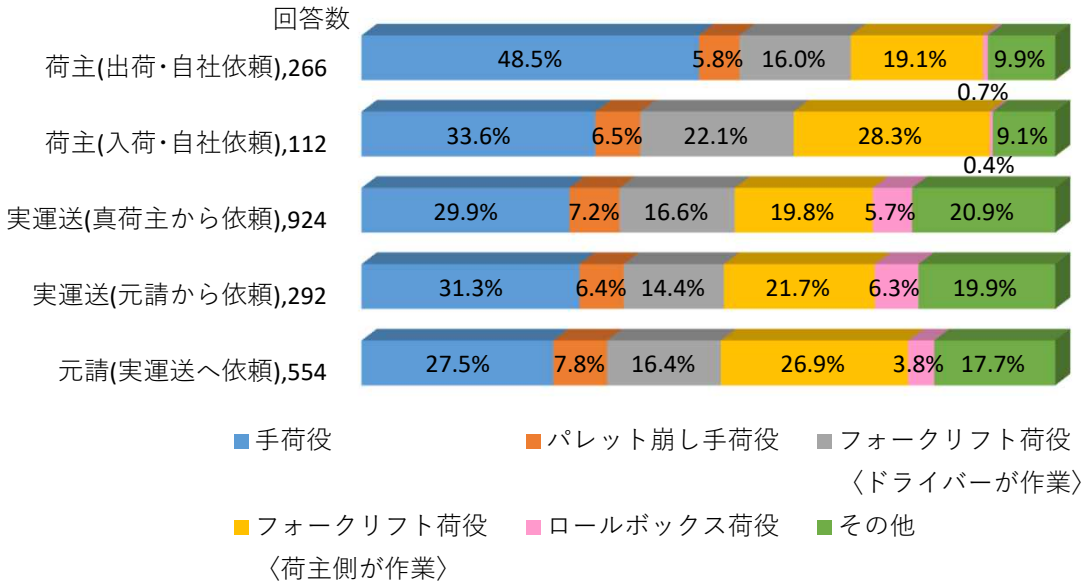


## 荷待ち時間の発生有無

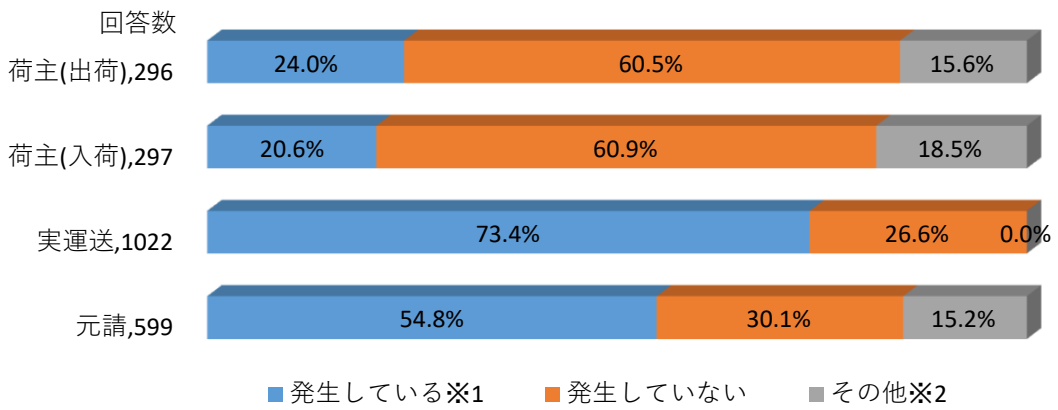


※1：荷主調査では「時間までは把握していない」を含む
※2：荷主調査では「把握していない」を含む、事業者調査（元請）では「不明」を含む
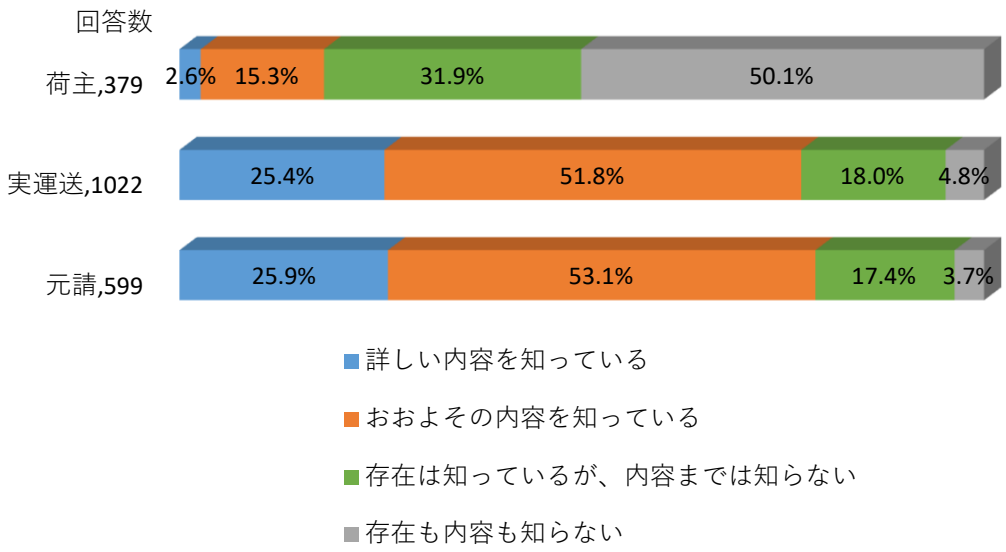
## 「改善基準告示」の認知度